

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

<p>花園本庄線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市榛沢字下六八〇番地先から 同市榛沢字下一三五番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年一月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三六・五〇メートル</p>	<p>備考 平成二十八年一月十五日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の供用開始である。</p>